

# 〔浄化槽を使う上で、必ずしなければならないこと〕表

＜一般的な家庭用（5人槽）の場合＞

時 期 (例)	内 容	するべきこと	車でいうと (イメージ)	目安の料金 (例)	問合せ先	所在 地	電 話	
①	浄化槽を設置する時	下水道がきていない土地で家を新築したい 下水道がきていない土地で汲取りから浄化槽にしたい	「設置届」の提出	新車登録	明石市の事務処理手数料は不要	(家の新築時には、建築確認申請に必要な書類に含まれています。)		
	使用を開始した時	新居に入居するなどしたときに、「誰が、責任を持って管理するのか」を役所に届ける	「使用開始報告書」の提出		明石市の事務処理手数料は不要	環境保全課 水質係	明石市大久保町松陰1131	078-918-5740
	使用開始から3～8か月たつた時	設置後の水質検査	「7条法定検査」の受検		(設置届に合わせて支払済み)	一社) 兵庫県水質保全センター 検査課	神戸市中央区港島南町3丁目3番8	078-306-6021
②	使用中継続的に年3回以上※1	浄化槽が元気に動いているかのチェックや調整。消毒剤の補充。	「保守点検」の実施	日常点検	1回 約6,000円 ※2	明石市に浄化槽保守点検業の登録をしている業者へ委託してください。登録業者の名簿は、市ホームページを参照又はお問合せください。		
③	使用中継続的に年1回以上※1 全ばっ気は6か月に1回以上	少しずつ溜まつくる汚泥等の引き抜き	「清掃」の実施	オイルやタイヤの交換、オーバーホール等	1回 約25,000円 ※2	明石市の浄化槽清掃許可業者（5社）の中からお選びください		
④	使用中継続的に年1回	水質・外観・書類検査、②と③の維持管理状態の第3者チェック	「法定検査」の受検	車検	単独:5,500円 合併:5,700円 ※3	一社) 兵庫県水質保全センター 検査課	神戸市中央区港島南町3丁目3番8	078-306-6021
⑤	随時	世帯主の死去や、中古物件の購入等で、浄化槽の管理をする人が変わった	「管理者変更報告書」の提出	名義変更	明石市の事務処理手数料は不要	環境保全課 水質係	明石市大久保町松陰1131	078-918-5740
⑥	浄化槽を使わなくなる（なった）時	浄化槽をやめて下水道に切替する 家屋を解体する	「廃止届」の提出	廃車 (永久抹消)	明石市の事務処理手数料は不要	切替時は、下水接続に伴う書類と一緒に提出することができます。		
	随時	転勤等で1年以上空家になって、浄化槽を使わない※4				環境保全課 水質係	明石市大久保町松陰1131	078-918-5740

※注意※

- ・明石市に限定した内容となっていますので、他自治体とは異なる場合があります。
- ・初めて浄化槽を使われる方を対象に、より分かりやすいよう、法律用語や専門用語は極力排し、平易な言葉で表現しているため、正確性に欠ける部分があります。より詳しい内容等をお知りになりたい場合は、環境保全課 水質係までお問い合わせください。

※1 一般的な家庭用（5人槽）の場合を記載しています。処理方式や人槽規模によって、維持管理頻度は異なります。（同じ5人槽でも異なる場合があります。）詳しくは、メーカーの仕様書を参照する、環境保全課 水質係に問い合わせる等し、ご確認ください。

※2 保守点検及び清掃の料金はあくまで目安の料金であり、法令等によって定められた料金ではありません（環境省実施のアンケート「平成21年度浄化槽の維持管理費用に関する調査報告書」より）。処理方式、人槽規模、立地条件等によって異なり、依頼する業者によっても異なりますので、何社か見積りをとられることをお勧めします。

※3 法定検査の料金は、公示料金のため、処理方式や人槽規模により一律となっています。21人槽以上の場合は、一般社団法人 兵庫県水質保全センターまで、お問い合わせください。

※4 廃止届をする時は、清掃業者から交付された「休止前清掃」実施記録を添付してください。なお、再び使用する時は保守点検を実施し、「再開届」を提出しなければなりません。

こういうところに、結構重要な内容があつたりするから、  
読んでおきたいね



# 下水道への切替や解体の時には「廃止届」をお忘れなく！



最後に、チェックしてみよう！  
(一般社団法人 兵庫県水質保全センターパンフレットより)



川などを汚さないために  
チェックシートを使ってチェックしてみよう！

番号	チェック項目	○印
1	『環境保全に関する誓約書』『浄化槽維持管理等委託契約書写』『使用開始検査等承諾書』の内容・必要性を確認した。	
2	浄化槽の使用開始の報告書(※)を、県民局または市町に提出した。 (※管理者氏名・浄化槽の規模・設置場所・使用開始日を記載した報告)	
3	相続や売買等によって浄化槽の管理者が変わった場合は「(管理者変更の)報告書」を、また、下水道に切り替えて浄化槽を撤去するなど、完全に使用しなくなった場合は、「使用廃止届出書」を県民局や市町に提出しなければならないことを知っている。	
4	台所の流しや風呂の排水口に、三角コーナー(ろ紙、ゴミ取りネット)などをセットしている。	
5	料理は食べきれる量だけを作り、食べ残しも排水口に流さないようにしている。また、油は使いきるように工夫し、捨てる場合にも紙やボロ切れに浸み込ませて排水口に流さないようにしている。	
6	米のとぎ汁は捨てないで、植木にやったり、庭にまいたりしている。(無洗米を使っている人は○)。	
7	洗濯はできるだけまとめて行い、適量の洗剤で洗っている。	
8	浄化槽の保守点検をしている業者や点検時期を知っている。 	業者名 毎年 1回目 月 日ごろ 2回目 月 日ごろ 3回目 月 日ごろ 4回目 月 日ごろ 電話番号
9	浄化槽の清掃をしている業者や清掃時期を知っている。 	業者名 毎年 月 日ごろ 電話番号
10	兵庫県水質保全センターが実施する法定検査の必要性や検査時期を理解している。 	毎年 月 日ごろ

○印が7個以上→意欲十分です。これからも続けましょう！

下水道が整備されている区域では、下水道への接続切替が必要です。

お問い合わせ先※来庁の際は、事前に電話連絡をお願いいたします。

明石市環境産業局 環境室 環境保全課

明石市大久保町松陰 1131

☎ 078-918-5740

Fax 078-918-5107

メール joka@city.akashi.lg.jp



# 浄化槽とは？

環境省浄化槽キャラクターの「ジャブくん」がご説明いたします

